

## 福井県産業情報センター嶺南支所 運営および相談業務仕様書

### 1 人数

常駐職員 1 名以上とする。

※ 担当職員が急遽出勤できなくなった場合においても、代替人員を派遣する等、業務に支障を来さない体制を確保すること。

### 2 配置場所

福井県産業情報センター 嶺南支所（以下「嶺南支所」という。）

（福井県小浜市小浜白鬚 112 白鬚業務棟 3F）

ただし、支援センターが認めた場合、利用促進活動等のため嶺南支所以外での勤務を可とする。

### 3 委託期間

#### （1）業務 I（受付等業務）に係る委託

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの嶺南支所の開館日※全て（年間 240 日間）

#### （2）業務 II（相談等業務）に係る委託

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの嶺南支所の開館日※のうち月 15 日（年間 180 日間）

※嶺南支所の開館日は以下①から③までの閉館日を除く日をいう。

① 土曜日および日曜日 ②祝祭日 ③12 月 29 日から 1 月 3 日まで

### 4 委託時間

#### （1）業務 I（受付等業務）

8 時 45 分から 17 時 15 分まで（実働 7 時間 30 分）

※11 時半から 12 時半までを休憩時間とする。

#### （2）業務 II（相談等業務）

8 時 45 分から 17 時 15 分までの間で一日あたり 5 時間以上とする。

原則として 10 時から 16 時までとし、12 時半から 13 時半までを休憩時間とする。

### 5 移動にかかる費用

職員の交通費・駐車場料金等、出勤および利用促進活動の移動にかかる全ての費用は受託者の負担とする。また移動中に発生した事故その他のトラブルに対して支援センターは一切の責任を負わないものとする。

## 6 業務内容

※原則、「業務 I (受付等業務)」と「業務 II (相談等業務)」を兼務することを禁止する。

### (1) 業務 I (受付等業務)

#### (ア) 嶺南支所の運営・管理にかかる業務

- ・嶺南支所の開錠、閉錠業務
- ・来訪者対応、セミナー申込受付などの利用者対応業務
- ・体験コーナーおよびパソコン実習室に配備されているパソコンの管理・運用に係る業務
- ・嶺南支所の利用状況に関する利用実績の収集と報告書の作成

#### (イ) パソコン実習室貸出およびその運営・管理にかかる業務

- ・ソフトのインストールなど事前準備業務
- ・利用者受付業務
- ・マニュアルに則った貸し出し準備、使用後の後片付け

#### (ウ) 情報化人材育成事業 (IT 研修) の運営・管理にかかる業務

- ・テキスト印刷、ソフトのインストールなど事前準備業務
- ・受講者受付業務
- ・マニュアルに則った開講・閉講業務 (講師の紹介、講座の趣旨説明等)

### (2) 業務 II (相談等業務)

#### (ア) 嶺南支所の運営・管理にかかる業務

- ・嶺南支所ホームページの更新および管理・運用にかかる業務
- ・嶺南支所の利用促進(利用者数およびパソコン実習室貸出件数増加、情報化人材育成事業受講率の向上)の取り組みおよび利用促進に係る企画提案、実行
- ・嶺南地域の企業動向や利用促進に必要な情報収集
- ・その他、嶺南支所の運営に必要と考えられる業務

#### (イ) 相談業務

- ・簡易なセミナー (時間は2時間程度、定員は10名程度) 業務および使用テキストの作成業務 (セミナーメニューは別紙1)

- ・SNS 活用に関するコミュニティの構築・運営業務
- ・次に掲げる分野に関する相談対応業務

※当該相談員が即時対応できない場合は、後日、受託者が調査のうえ説明を行うこと。

- i) ホームページ作成に関すること
- ii) 簡易な EC サイト導入・構築・運用、SEO 対策に関すること
- iii) SNS のビジネスへの活用方法に関すること
- iv) Windows PC およびマイクロソフトオフィス、ホームページ作成ソフト等のアプリ

- ケーションソフトの操作に関すること
- v) 簡易な企業のITシステム導入・構築・運用に関すること
- 上記事項についての操作指導やIT技術についての相談のみならず、例えばネットショップ運営やIT経営に関する相談につき、適切に対応またはアドバイスができること。ただし、企業訪問が必要または相談内容が専門性を有する等、高度な相談案件の場合は公益財団法人ふくい産業支援センター（以下、「支援センター」という）が対応する。
- vi) 企業の販路促進/集客に関すること
- vii) ビジネスマール、Line公式アカウントに関すること
- （ウ）支援センターとの連絡・調整にかかる業務

## 7 業務履行上の注意事項

- (1) 会社として当番職員の業務内容を把握した上で、適切に管理・指導すること
  - (2) 来訪者からの苦情、意見等、または緊急に対応が必要なものについては、支援センターの監督職員に電話等で速やかに報告し、業務終了時に支援センターに対して書面で提出すること
  - (3) 相談の内容によっては、従事する相談員を交代するなど適切な対応が行える体制をとること
  - (4) 万が一、当番の人員が出勤できない場合でも、代替人員を派遣できる体制をとること
  - (5) 来訪者との対応に際しては、親切丁寧を心がけるとともに用件の処理を迅速に行うこと
  - (6) 実施する各業務内容を熟知し、来訪者が安全かつ快適に利用できるよう心がけること
  - (7) 支援センターおよび福井県産業情報センターについての全般的な知識を身につけ、一般的な質問に対して回答できるようにすること。なお、不明な点、重要な点については、支援センターの監督職員の指示を受けること
- (8) 対外的には支援センターの職員として取り扱われる立場であることを自覚し、トラブルのないよう心がけ、その言動により支援センターが非難されることのないように誠実に業務に当たること

## 8 職員の能力等

### 「業務I（受付等業務）に従事する職員について」

- (1) 接客経験が豊富で、明朗快活なこと
- (2) パソコンの基本操作（ワード・エクセル・電子メール）を業務で活用した経験があること

### 「業務II（相談等業務）に従事する職員について」

- (1) 接客経験が豊富で、明朗快活なこと
- (2) 情報機器（パソコン等）に関する知識が豊富であること
- (3) 体験コーナーに整備されているWindows PCおよびマイクロソフトオフィス、ホームペ

ージ作成ソフト等のアプリケーションソフトについて1つ以上の公認インストラクター資格を有していること。あるいは、それと同等程度の経験・技能を有していること

#### 9 その他

本仕様書は、業務の大要を示すものであるが、本仕様書に記載されていない事項であっても、現場の状況に応じ、嶺南支所の管理上もしくは運営上、特に必要な業務については、支援センターおよび受託者双方が協議の上、委託金額の範囲内で業務内容を変更できるものとする。

## (別紙1)

簡易セミナー業務メニュー      ※その他、適宜必要なミニセミナーを企画し、実施すること

### ●パソコン初步の初步(初心者の方)

まったくパソコンを触ったことがないという方を対象としたパソコン講座です。

パソコンの基礎知識の学習と基本の操作、インターネット(ウェブブラウザ、メールの操作)の体験ができます。

### ●ホームページ作成入門(初步的なホームページ作成)

ホームページを作成してみたいが何をしていいのかわからないという方を対象とした講座です。インターネットの基礎知識からホームページ作成の基本の学習と、ホームページ作成ソフトの体験ができます。

### ●Excel&Word体験(ExcelとWordの初步)

パソコンをビジネスで使う上で接する機会の多い、Ms-ExcelとMs-wordを使ってみたいという方を対象とした講座です。各アプリケーションの基礎知識の学習と、実際に動かして体験することができます。

### ●LINE 公式アカウント運用入門

LINE 公式アカウントのアカウント作成、リッチメニュー作成など、ビジネス活用するための基礎的なスキルを身に着けられます。

### ●ビジネスメール基礎

ビジネスメールの正しい書き方やマナー、Gmail の使い方を学べます。

### ●Instagram の使い方(ストーリー、ハイライト、リール)

Instagram のアカウント作成から各種機能の紹介、ビジネスに使える使い方を学べます。

### ●Canva の使い方

チラシや名刺作成のできる無料デザインソフトのビジネス活用方法を学べます。